

第2章 教育・奨学制度

教育は、社会の一員としての強い自覚を持ち、自主的で健全な人間の育成を目指して行われるものであり、教育を受ける機会は、定住外国人等を含む全ての県民に対して保障されなければなりません。

広島県においても、在日韓国・朝鮮人をはじめとする定住外国人や日系人労働者など外国籍の県民の児童生徒に係る教育の推進を図っているところですが、進学や進路の問題などが課題となっており、生徒の特性、進路等に応じて適切な指導を行うための取組を進めています。

1 学校教育等

(1) 保育所（児童福祉施設）

0歳から小学校に就学するまでの乳幼児について、その保育にあたる保護者等が就労等の理由で家庭での保育が難しい場合、保育所に入所することができます。

保育所によって、利用できる年齢や保育時間等が異なります。入所申し込み方法など、詳しいことは、居住地の市区町役場にお問い合わせください。

問い合わせ先

市区町役場

(2) 幼稚園（幼児教育施設）

幼稚園は、3歳から小学校に入学するまでの幼児のための教育施設です。入園については、公立であれば各市町又は各市町教育委員会、私立に関しては各幼稚園にお問い合わせください。

多くの幼稚園には3歳児から入園でき、入園する前年の11月頃に募集が行われます。

問い合わせ先

各市町又は各市町教育委員会

(3) 認定こども園（児童福祉施設・学校）

0歳から小学校に就学するまでの乳幼児について、保護者の就労状況等に関わりなく入所することができます。

認定こども園によって、利用できる年齢や保育時間等が違います。入所申し込み方法など、詳しいことは、居住地の市区町役場にお問い合わせください。

問い合わせ先

市区町役場

(4) 小学校，中学校

① 公立学校

満6歳から満15歳までは、小・中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の小・中学部で学ぶことができます。外国籍の児童生徒も希望すれば、公立の学校に入学できます。

公立の学校については、外国籍の子供のいる家庭に、入学する年の前年に居住地の市町教育委員会から就学案内が送付されます。公立の小学校等に入学を希望される場合は、入学申請書を各市町教育委員会又は役場に提出してください。また、公立中学校等への入学については、公立小学校等に在学している子供のいる家庭に、公立中学校等への入学通知書が送られます。

公立の小・中学校等への編入学は随時受け付けていますので、詳しいことは、居住地の市町教育委員会または居住地の各小・中学校等にお問い合わせください。

問い合わせ先

市町教育委員会

② 私立学校，国立学校

学校によって入学条件，必要書類が異なりますので，詳しくは各学校に直接お問い合わせください。

(5) 高等学校

① 高等学校

高等学校及び中等教育学校の後期課程には、全日制、定時制、通信制の課程があり、学科は、普通教育を主とする学科である普通科、専門教育を主とする学科である専門学科及び普通教育と専門教育を総合的に行う学科である総合学科に分かれます。専門教育を主とする学科には、農業科、工業科、商業科、家庭科、国際科、福祉科、体育科、看護科などがあります。働きながら学びたい人、また、ライフスタイルに併せて学習したい人には定時制課程、通信制課程の高等学校があります。

高等学校は設置者によって、国立、公立（県立、市立）、私立がありますので、入学等については、県立の場合は広島県教育委員会事務局高校教育指導課（☎082-513-4992）又は最寄の各県立学校へお問い合わせください。市立の場合は、各市教育委員会へお問い合わせください。

なお、国立、私立については、直接、各学校にお問い合わせください。

② 高等専門学校

広島県には、国立の呉工業高等専門学校と広島商船高等専門学校があります。修業年限は5年間（商船に関する学科は5年6月）で、所定の単位を修得すると準学士と称することができます。入学等については、直接各学校にお問い合わせください。

③ 専修学校、各種学校

専修学校（高等課程、一般課程、専門課程）及び各種学校は、職業や実際生活に必要な知識・技術を身につけることを目的とする教育施設です。工業、医療、衛生、教育・社会福祉、商業実務、服飾・家政、文化・教養などの分野があります。学校によっては修業年限や入学条件などが異なりますので、詳しくは直接学校にお問い合わせください。

(6) 特別支援学校

特別支援学校には小学部，中学部，高等部があります。また，特別支援学校のうち，視覚障害特別支援学校，聴覚障害特別支援学校には幼稚部も設置されています。高等部のうち視覚障害特別支援学校には普通科と専攻科，知的障害特別支援学校には普通科の課程を設置しています。さらに，福山北特別支援学校及び広島北特別支援学校には普通科と普通科職業コースの課程を設置しています。

視覚障害特別支援学校，聴覚障害特別支援学校の幼稚部に入学を希望される場合は，該当の特別支援学校又は広島県教育委員会事務局特別支援教育課（☎082-513-4981）にお問い合わせください。

満6歳から満15歳までは，障害種に応じた特別支援学校の小学部，中学部で学ぶことができます。小学部，中学部への入学手続きは，障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の者について法令に基づいて行われます。

また，特別支援学校へ転学する場合も法令上の手続きが必要ですので，事前に本人と保護者が当該学校の教育相談を受けることが望ましく，また，小・中学校長と当該の特別支援学校長は，事前に十分な連絡調整をする必要があります。詳しいことは居住地の市町教育委員会にお問い合わせください。

特別支援学校の高等部に入学を希望される場合は，入学を希望する特別支援学校又は広島県教育委員会事務局特別支援教育課（☎082-513-4981）にお問い合わせください。

(7) 外国人学校

広島県内には2校の外国人学校があります。入学資格、修業年限等詳しいことは、直接学校へお問い合わせください。

学校法人広島朝鮮学園 広島朝鮮初・中・高級学校

【問い合わせ先】広島市東区山根町 37-50 ☎082-261-0028

HP : <http://www.hiroshima-corea.ed.jp/>

学校法人広島国際学園 広島インターナショナルスクール

【問い合わせ先】広島市安佐北区倉掛 3-49-1 ☎082-843-4111

HP : <http://www.hiroshima-is.ac.jp/>

(8) 大学・専門学校等**① 大学・短期大学**

大学・短期大学は、それぞれの学部・学科によって教育の内容や修業年限が異なります。入学条件など詳しいことは各大学・短期大学に直接お問い合わせください。

② 専修学校、各種学校

専修学校（高等課程、一般課程、専門課程）及び各種学校は、職業や實際生活に必要な知識・技術を身につけることを目的とする教育施設です。工業、医療、衛生、教育・社会福祉、商業実務、服飾・家政、文化・教養などの分野があります。

学校によっては修業年限や入学条件などが異なりますので、詳しくは直接学校にお問い合わせください。

(9) 高等学校卒業程度認定試験

高等学校卒業程度認定試験は、高等学校を卒業していないなどのため、大学等を受験できない者に対し、高等学校の卒業者と同等以上の学力があるかどうかを認定する国の試験です。

合格者は、大学・短大・専門学校の入学資格が与えられるだけでなく、高等学校卒業者と同等以上の学力がある者として認定され、就職・資格試験等に活用することができます。

試験の詳しい内容等については、文部科学省生涯学習推進課（☎03-5253-4111）までお問い合わせください。

(10) 放送大学

放送大学学園（文部科学省・総務省所管）により設置された正規の通信制大学です。4年以上在学し、所定の単位を修得すると、大学卒業資格を取得できます。

授業は、BS放送で放送しています。また、ほとんどの科目をインターネット上で配信しています。

入学の機会は4月と10月の年2回あります。なお、入学時の学力試験はありません。

学生は、大学卒業資格を目指す全科履修生と、好きな科目だけを履修する選科履修生（在学期間：1年間）、科目履修生（在学期間：半年間）とがあります。

満18歳以上で大学入学資格があれば全科履修生として、満15歳以上であれば選科履修生又は科目履修生として入学できます。

福山市にサテライトスペースを開所しており、さらに学びやすくなっています。

問い合わせ先

放送大学広島学習センター

広島市中区東千田町一丁目 1-89

☎082-247-4030

HP：<http://www.sc.ouj.ac.jp/center/hiroshima/>